

国保税の納め方 ※普通徴収(納付書払・口座振替)と特別徴収(年金天引き)で支払方法が分かります。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末
口座振替日	7月27日	8月25日	9月25日	10月26日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日

※納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

特別徴収 (年金天引き)	仮徴収			本徴収		
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

☆65歳から74歳までの方のみの国保加入者世帯は国保税が**年金天引き**となります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

☆窓口での手続きにより、年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更することができます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。

非自発的失業者に対する国保税の軽減について

解雇、倒産などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人の国民健康保険税の軽減措置が始まりました。対象となる方は窓口にて手続きしてください。

※申請には『雇用保険受給資格者証』が必要となります。

雇用保険受給資格者証						
1. 支給番号	2. 氏名					
	ニシハラ タロウ					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
12345	男	30	3-601128			
8. 住所または居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)						
10. 資格取得年月日						
11. 離職年月日		12. 離職理由				
270331		11				
13. 60歳到達時賃金日額						
14. 離職時賃金日額		15. 給付制限				

11. 離職年月日
270331

12. 離職理由
11

「11.離職年月日」が**平成21年3月31日以降**(その時点で65歳未満)で、

「12.離職理由」コードが**11・12・21・22・23・31・32・33・34**のいずれかに該当する場合。

※「高齢受給資格者」や「特例受給資格者」は非該当となります。

☆軽減後の国保税：**前年の給与所得を30/100とみなして**税額を算定します。

☆軽減期間：離職の翌日から翌年度末までの期間

☆手続に必要なもの：①雇用保険受給資格者証(原本) ②印鑑

著しい所得減少に対する国保税の減免について

退職・倒産・営業不振等による著しい所得減少などの事情がある場合には、当該年度の保険税を収入の減少率に応じて減免することができる場合があります。

※減免には条件があります。詳しくはご相談ください。

※**申請がない場合は減免できません。必ず健康推進課の窓口で申請してください。**

お問い合わせ 福祉部健康推進課 賦課徴収係 ☎945-4791

国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

●平成27年度国民健康保険税

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民健康保険税のことをいいます。(対象年齢：0歳～74歳)

●納税義務者は世帯主です

国民健康保険税は世帯主が法的に納税義務者となります。世帯主が国保加入者でない場合も同様です。(擬制世帯主と呼びます)この場合、擬制世帯主の所得は保険税の算定には含まれません。ただし、軽減判定の算定には含まれます。

平成27年度の国民健康保険税に改正があります

低所得世帯に対する減額措置の拡大 国保税には、国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額される制度があります。平成27年度分の国保税の計算からその対象となる世帯が以下のとおり、拡大されます。(申請不要)

	該 当 世 帯 の 所 得	
	平成26年度	平成27年度
7割軽減	330,000円以下	330,000円以下
5割軽減	330,000円+(245,000円×被保険者数)以下	330,000円+(260,000円×被保険者数)以下
2割軽減	330,000円+(450,000円×被保険者数)以下	330,000円+(470,000円×被保険者数)以下

※世帯員の中に未申告者がいる場合は軽減されません！所得が無い場合でも必ず申告しましょう！

課税限度額の引上げ 地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり課税限度額が引き上げとなります。

	平成26年度	平成27年度
医療分	510,000円	520,000円
支援金分	160,000円	170,000円
介護分(40歳～64歳)	140,000円	160,000円

国民健康保険税の算出方法

下記の項目A、B、Cのそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度(4月から翌年3月までの分)の保険税額となります。

	①医療分 限度額:520,000円	②支援金分 限度額:170,000円	③介護分(40歳～64歳) 限度額:160,000円
所得割額	* ₁ 所得割算定基礎額の 7.00%	* ₁ 所得割算定基礎額の 1.95%	* ₁ 所得割算定基礎額の 1.35%
均等割額	加入者数× 17,000円	加入者数× 4,000円	加入者数× 5,500円
平等割額	20,000円(世帯毎)	6,000円(世帯毎)	3,300円(世帯毎)

*₁ 所得割算定基礎額：給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から33万円を控除した額のこと